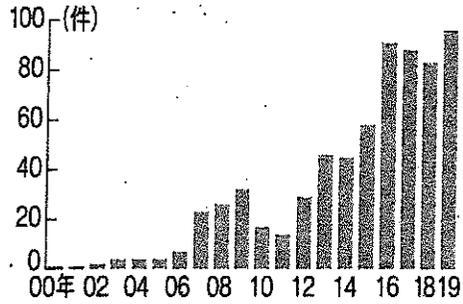


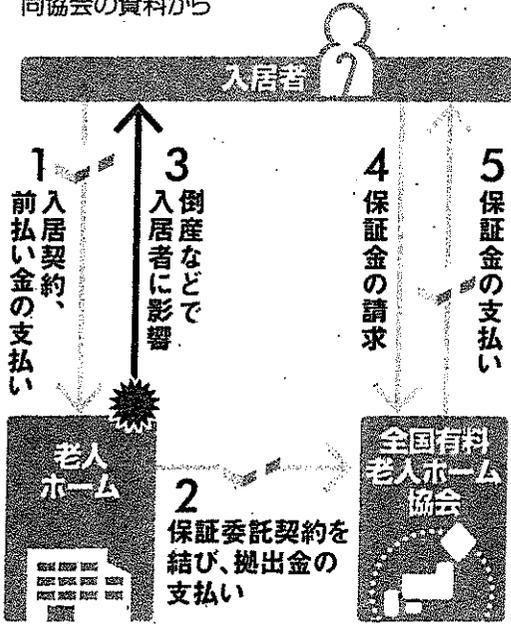
高齢者福祉 倒産最多に

高齢者福祉施設の運営事業者の倒産



入居一時金の保全制度のしくみ

保証機関が全国有料老人ホーム協会の場合、同協会の資料から



老人ホームや介護施設を運営する高齢福祉事業者の2019年の倒産が、前年より13件多い96件と過去最多だった。利用者が増える一方で、競争も激しくなっている。ホームヘルパーなど介護人材の人手不足も、経営の重荷となっている。

調査会社・帝国データバンクによると、都道府県別では大阪が19件と最も多く、神奈川県10件、東京8件、北海道・兵庫各7件と続く。負債総額も過去最高の約161億円。昨年1月に民事再生法を申請した、介護付き老人ホームの運営会社「未来設計」（東京都）の負債額が約54億円と多額で全体を押し上げた。業態別では訪問介護が過半の51件を占め、通所介護24件、老人ホーム10件、高齢者向け住宅6件と続いた。

激しい競争を背景に、倒産は11年の14件以降増える傾向だ。介護保険法が00年に施行され、参入が相次いだ。厚生労働省によると、訪問介護と通所介護の施設・事業所数は01年に約2万1千だったが、17年に約7

人手不足 小規模事業者に打撃

万9千まで増えた。異業種から参入した運営者は「ノウハウなどが不十分なまま、介護サービス事業に活路を見いだそうとする業績不振の企業も多かった」（帝国データバンクの阿部成伸氏）という。

倒産が多いのは小規模事

入居一時金の扱い 要注意

運営会社が倒産すると、入居者はどうなるのか。多くの場合、ほかの事業者が入居者ごと施設運営を引き継ぐ。注意が必要なのは、入居一時金の扱いと、サービス内容の変更だ。

協会などと契約し、返還を保証するしくみだ。21年4月以降は既存施設を含めた全事業者へ適用される。

一方で、介護・福祉分野に詳しい外岡潤弁護士は「保全措置の手続きを怠り、倒産した際に（一時金が）返還されなかったケースもあった」と注意を呼びかける。厚生労働省の調査（18年6月時点）によると、保全義務がある1440施設のうち約4%の59施設が措置をとっていないかった。

老人ホームは、一定期間の月額利用料を入居一時金としてまとめて前払いする施設が多い。都市部などでは数百万〜数千万円に及ぶこともある。倒産で入居者の一時金が戻らない事態を避けるため、老人福祉法が06年に改正され、同年4月以降の設置施設は500万円を上限に保全が義務化された。事業者は銀行・保険会社・全国有料老人ホーム

介護付き有料老人ホームなど一時金が必要な施設では、運営者が保全の手続きを終えているかを確かめることが大切だと、外岡弁護士は指摘する。施設見学時などに、どの保証機関と契約してお金を納めているかを聞くのが一つの方法だ。

倒産に至らなくても、経営悪化に伴って事業者は変わる可能性がある。この際、食事やレクリエーションの内容の変更や、入浴回数などの減少に注意が必要という。

（鈴木友里子）